順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
16	伊東 美加 (7)	1. 富士市子どもの権利条例の活用について 1989年11月20日、第44回国連総会において、世界中全ての子供たちが持つ権利を定めた児童の権利に関する条約が採択されました。これを受けて、日産が重要視さなる川崎市子どもの権利に関する条例が施行され、兄童の権利保護が重要視さなる川崎市子どもの権利に関する条例が施行され、子どもの権利条約総合研究所権利に関する総合条例を制定しており、本市においても、見の自治体が子ども、県間でに関する総合条例を制定しており、本市においても、現代関する総合条例を制定しており、本市においても、現代関する総合条例を制定しており、本市においても、現代関すると、の子供が命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子供の権利をります。 この条例は、全ての子供が命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子供の権利をります。 ともしています。条例制定に至るまでには2年をかけ、その間、子供たちや関係者の声を条例に反映させるべく、様々な手能が変わされました。こうして出来上がった富士市子どもの権利条例ですが、条例の施行はゴールではなくスタートであり、この条例をいが変わされました。こうして出来上がった富士市子どもの権利条ののからかれました。そのの同知については、まずは条例の存在を知っていただくこと、たの条例の重要であると考えます。 そこで、令和4年度の富士市子どもの権利条例に基づく事業の実施状況と今後の見込みについて、以下おもの権利条例に基づくやれ4年度の見込みについて、は、音に対していただくことも重要であると考えます。 そこで、令和4年度の見込みについて、は、音に対していても相談の令和4年度の相談件数と相談内容について、は、合和4年度の富士市子どもの権利教済委員の活動状況について、第12年度の周知活動について、第15年度の周知活動について、第15年度の周知活動について	市及教	び 育	長長